

令和 2 年 6 月 15 日現在

機関番号：34316

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K03493

研究課題名(和文)ヨーロッパ私法と日本民法

研究課題名(英文)European Privat Law and Japanese Civil Law

研究代表者

川角 由和 (Kawasumi, Yoshikazu)

龍谷大学・法学部・教授

研究者番号：80204725

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：ヨーロッパ私法の展開について、従来の関連研究の成果を踏まえてさらに研究を進行させた。ヨーロッパ私法や消費者法の改正に関する基礎的な資料を検討・分析し、翻訳も行った。それらは、日本民法の改正のモデルとしても利用できるものである。それと同時に、外国人研究者との積極的な交流を行った。外国で開催された学会や研究会にも参加した。多面的に国際交流を深め、ヨーロッパ私法に関する情報を収集した。日本法の情報も発信した。その成果として、2020年3月に『ヨーロッパ私法の展望と日本民法典の現代化』を刊行した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、グローバルな比較法的な観点から進行されたものであり、とくに日本私法に大きな影響を与えてきたヨーロッパ私法や消費者法を参考に、それらの社会市場における法秩序の在り方とともに、市民の権利実現の在り方を検討し、それらの関係を分析するものである。それは日本私法の展開を考えるうえで不可欠となる基礎的な学術的研究として参考にされるであろう。また、本研究成果を一冊の本にまとめることによって、社会的なアクセスを高め、研究の全体像を提示することができた。

研究成果の概要(英文)：This research attempted to clarify the development of European private law and consumer law. The members of the group proceeded with this research taking as a basis the results of relevant previous studies. Among others, the research group made active exchange with foreign researchers, while also examining and translating basic model rules of European private law. These model rules have already functioned as a model for proposals to revisions of Japanese law. The group also participated in some study groups and international conferences about comparative private law. While deepening wide-ranging international exchanges, the group collected information about European private law. At the same time, the group provided foreign researchers with information on Japanese law. The group has also published part of the research outcomes in the form of a book titled “Modernisation of European Private and Consumer Law and Developments in Japanese Private Law” in March 2020.

研究分野：民法

キーワード：民法 ヨーロッパ私法 ドイツ法 契約法 比較法 消費者法 不当利得法 物権法

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。

1. 研究開始当初の背景

とくに、ヨーロッパでは、本研究が対象とする課題について、各国私法の統一といった観点から比較法的な作業として積極的に取り組む研究が多数みられた。なかでもハイン・ケッツ『ヨーロッパ契約法』は卓越した先駆的著作であり、私たちの一連の研究の出発点でもある。同書はわれわれのメンバーによって邦訳され、大きな反響を得たものである。また、契約法の比較法的検討は、以前から私法統一国際協会 (UNIDROIT) や国連国際商取引委員会 (UNCTRAL) をはじめとする国連組織で行われてきた。契約法は世界的レベル、国境を越えた取引にとってきわめて重要な基盤を提供している。

この動きは、国際物品売買契約条約 (ウィーン国際動産売買条約) また、ユニドロア国際商事契約原則 (PICC) として結実し、さらに各国の契約法の現代化に影響を与えた。同時に、ヨーロッパでは各国学者の連携による学術プロジェクトが展開しており、これらの分析を参考に、現在の日本の民法の在り方を現代化する際の方向性を考えることが必要であった。

2. 研究の目的

本研究の目的は、第1に、欧州連合 (以下、EU) 域内市場の拡大・展開において、経済的障壁の法的レベルでの解消を意図し、EUレベルで進行する私法統一化の動きを全体として跡付け、その方向性および特質を解明することである。

第2に、こうした動きを基礎づける近代ヨーロッパ私法の原理、並びにヨーロッパ私法の平準化動向、さらには統一化 (法典化) の動向を分析することによって、近代ヨーロッパ私法の共通原理とその射程を明らかにすること、第3に、債権法分野全体にわたる民法典全体の構造的・体系的分析を行い、現代化問題を内包する日本法にとってそれらを受容することが必要なのか、また可能かどうかを検討すること、である。

3. 研究の方法

第1にEU法レベルでの私法形成や法の統一に向けた動きについて重要な指令などを取り上げる。基礎資料については必要に応じて翻訳作業を行う。ヨーロッパの契約法・消費者私法の展開についての分析作業を進める。

第2に、EU法レベルでの平準化の動きに対応した各国私法の現代化現象および改正動向を取り上げる。その際、ドイツ法圏、イギリス法圏、フランス法圏といった従来の法圏論的分析枠組を利用する。

第3に、第1の課題と対応しつつ、ヨーロッパの主な国々を対象として、各国固有の法システム (裁判制度・実務慣行) の在り方を踏まえて、各国債権法 (とくに契約法) における制度的共通性を明らかにする。その際、可能なかぎり立法・判例の動向を含めて考察を試みる。

第4に、資料的な価値をもつ各国債権法 (とくに契約法) の条文や重要文献の翻訳作業をも行う。主に英語・ドイツ語・フランス語文献に依拠しながら作業を進め、翻訳等は積極的に公表する。

4. 研究成果

(1) 当初の計画におおむね従い、それを継続し、ヨーロッパ私法分野における基礎研究として文献資料の収集、その翻訳作業、さらには海外での国際的な学会や研究会への参加、あるいは各国有力研究者へのインタビューを通して情報収集およびその分析を精力的に行った。とりわけ国際的な学術交流会としての意味をもつオープンな研究会を定期的で開催した。

本研究計画に従い、第1に、EU法レベルでの法統一の動きについて、重要な規則・指令 (提案を含む) 等を検討した。第2に、EU法の影響下にある各国私法の現代化現象および改正動向を分析した。第3に、ヨーロッパの主な国々を対象とし、各国法システム (裁判制度・実務慣行) のあり方を踏まえて共通の傾向を析出する作業を行った。第4に、各国債権法 (とくに契約法) の条文や重要文献の翻訳作業を継続した。こうした成果を踏まえて日本私法の動向を分析した。

私法領域に関係するEU (欧州連合) 指令およびEU各国でそれらの国内法として制定された法律について情報を収集し、その傾向を分析した。とりわけ、消費者権利指令の国内法化、電子商取引、デジタルコンテンツ契約などの新たな指令提案やインターネットプラットフォーム責任を対象にした。

各種のモデル私法などを参考にしつつ、私法の共通化の分析を行った (共通ルールの抽出)。EU各国の私法の展開に関する情報を収集し、分析する作業を行った。

いくつかの個別テーマを素材にして、計画的・継続的に研究会やセミナーを開催した。

とくにマックス・プランク外国私法・国際私法研究所に滞在し必要な調査・研究を行った。

また、本研究グループが中心となって、海外の研究者を適宜、招聘し、講演会、共同セミナーを開催し、情報を交換したうえで、研究の進展状況を確認した。その際、EU私法の動向（法規定、学説、判例）の動向について継続的に考察した。こうした作業を前提として、わが国の私法の動向を分析する作業を継続した。

(2) 本プロジェクトのメンバーの行った成果の一部は、『ヨーロッパ私法・消費者法の現代化と日本私法の展開』（2020年、日本評論社）として刊行することができた。同書は、包括的な研究作業の一部を形成するものであるが、今後の日本私法・消費者私法の形成のための基礎となる研究がまとめられている。また、こうした研究において行われた検討を通じて、日本民法・消費者私法の現代化の作業において残された課題を考えると、今後も継続してヨーロッパ私法の動向に着目して研究作業を進めることが日本法の展開・現代化を考えるうえで重要であることを認識させてくれることになろう。

本研究期間において、とりわけ外国の研究者とのセミナーを比較的多く開催できたことも大きな成果であり、それにより、文献だけでなく、多様なかたちでの情報交換が可能となり、共通課題に取り組むためのネットワークとしての研究組織を形成することができたことも重要な成果の一つであると考えている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計17件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 川角由和	4. 巻 52巻1号
2. 論文標題 損害保険給付金の錯誤弁済と不当利得の成否	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 龍谷法学	6. 最初と最後の頁 249-278
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川角由和	4. 巻 52巻2号
2. 論文標題 法社会学論争の教訓（10）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 龍谷法学	6. 最初と最後の頁 457-490
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川角由和	4. 巻 52巻3号
2. 論文標題 法社会学論争の教訓（11）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 龍谷法学	6. 最初と最後の頁 807-841
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川角由和	4. 巻 52巻3号
2. 論文標題 物権的妨害排除請求権・再論（8）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 龍谷法学	6. 最初と最後の頁 569-591
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 龍谷法学	4. 巻 52巻4号
2. 論文標題 物権的妨害排除請求権・再論(9・完)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 龍谷法学	6. 最初と最後の頁 1095 - 1119
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 若林三奈	4. 巻 45号
2. 論文標題 違法な投資勧誘を行っていた事業者に事務所を使用した行為の幫助該当性	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 現代消費者法	6. 最初と最後の頁 79 - 86
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中田邦博	4. 巻 59号
2. 論文標題 無線データ通信サービスの広告等における通信制限に関する不実告知に基づく取消しと不法行為	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 私法判例リマークス	6. 最初と最後の頁 38 - 41
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川角由和	4. 巻 51巻1号
2. 論文標題 「法社会学論争」の教訓(六)：市民法学(ないし市民法論)の「戦前」と「戦後」・ひとつの素描	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 龍谷法学	6. 最初と最後の頁 231 ~ 351
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川角由和	4. 巻 51巻1号
2. 論文標題 川角由和「物権的妨害排除請求権・再論(4)」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 龍谷法学	6. 最初と最後の頁 427～529
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川角由和	4. 巻 51巻1号
2. 論文標題 エドゥアルト・ピッカー著「権利割当てと権利保護の体系におけるドイツ民法823条1項と2項の関係」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 龍谷法学	6. 最初と最後の頁 827～879
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 若林三奈	4. 巻 48号
2. 論文標題 ドイツ民事責任法における遺族慰謝料請求権の導入(BGB844条改正)の意義	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 龍谷大学社研年報	6. 最初と最後の頁 121-130
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川角由和	4. 巻 50巻1号
2. 論文標題 物権的妨害排除請求権・再論(1)：根本尚徳(著)『差止請求権の理論』(2011年)のご指摘に答える	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 龍谷法学	6. 最初と最後の頁 347-487
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川角由和	4. 巻 50巻2号
2. 論文標題 物権的妨害排除請求権・再論(2) : 根本尚徳(著)『差止請求権の理論』(2011年)のご指摘に答える	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 龍谷法学	6. 最初と最後の頁 247 ~ 363
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川角由和	4. 巻 50巻3号
2. 論文標題 物権的妨害排除請求権・再論(3) : 根本尚徳(著)『差止請求権の理論』(2011年)のご指摘に答える	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 龍谷法学	6. 最初と最後の頁 469 ~ 596
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中田邦博	4. 巻 47号
2. 論文標題 翻訳2005年5月11日の域内市場における事業者の消費者に対する不公正取引方法に関する欧州議会及び理事会指令(2005/29/EC)	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 社会科学研究年報	6. 最初と最後の頁 195-206
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中田邦博	4. 巻 1517号
2. 論文標題 消費者契約法・景表法における差止めの必要性	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 46-53
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 若林三奈	4. 巻 238号
2. 論文標題 損害の意義	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 別冊ジュリスト	6. 最初と最後の頁 202-203
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計5件

1. 著者名 中田邦博、若林三奈、潮見佳男、松岡久和	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 608
3. 書名 ヨーロッパ私法・消費者法の現代化と日本私法の展開	

1. 著者名 若林三奈 (能見 善久、加藤 新太郎編)	4. 発行年 2019年
2. 出版社 第一法規	5. 総ページ数 632
3. 書名 論点体系 判例民法<第3版> 9 不法行為II	

1. 著者名 中田邦博	4. 発行年 2019年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 105
3. 書名 18歳からはじめる民法 第4版	

1. 著者名 川角由和	4. 発行年 2019年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 324
3. 書名 物権的妨害排除請求権の史的展開と到達点	

1. 著者名 NAKATA Kunihiro	4. 発行年 2019年
2. 出版社 Neuer Wissenschaftlicher Verlag, Wien-Graz	5. 総ページ数 388
3. 書名 Vertragsfreiheit und Gleichbehandlung in Japan Zivilrechtliche Grundsätze	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	中田 邦博 (nakata kunihiro) (00222414)	龍谷大学・法学部・教授 (34316)	
研究分担者	若林 三奈 (wakabayashi mina) (00309048)	龍谷大学・法学部・教授 (34316)	